

特別号

ケニア官報追録第 154 号（法律第 33 号）

ケニア共和国

ケニア官報追録

2016 年法律

ナイロビ、2016 年 9 月 7 日

目次

2016 年 伝統的知識及び文化的表現保護法

原文タイトル：The Protection of Traditional Knowledge and Cultural Expressions Act, 2016 No. 33 of 2016

原文リンク：

http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/Acts/ProtectionofTraditionalKnowledgeandCulturalExpressionsAct_No33of2016.pdf

（最終アクセス日：平成 29 年 5 月 2 日）

2016 年 伝統的知識及び文化的表現保護法

2016 年 第 33 号

同意の日付：2016 年 8 月 31 日

開始日：2016 年 9 月 21 日

条項の一覧

条項

第 1 部- 予備情報

- 1 - 簡略名称
- 2 - 説明
- 3 - 基本原則
- 4 - カウンティ政府の責任
- 5 - 国政府の責任

第 2 部 - 伝統的知識の保護

- 6 - 伝統的知識の保護基準
- 7 - 伝統的知識の保護に関する手続き
- 8 - 登録の整備
- 9 - 保護の権利
- 10 - 伝統的知識の保有者に与えられる権利
- 11 - 伝統的知識及び文化的表現の所有者の承認
- I2 - 強制実施権

13 - 伝統的知識の保護期間

第3部 - 文化的表現の保護

14 - 文化的表現の保護基準

15 - 文化的表現に関する手続き

16 - 保護の権利

17 - 文化的表現の保護期間

第4部 - 一般規定

18 - 伝統的知識及び文化的表現の違法行為からの保護

19 - 例外及び制限

20 - 派生的作品

第5部 - 道義的権利

21 - 道義的権利とは

22 - 譲渡及び使用許可

23 - 付加的権利

24 - 公平な利益配分の権利

第6部 - 種々の権利の管理

25 - 伝統的知識及び文化的表現の使用許可

26 - 遺伝資源に関連した伝統的知識を入手する権利

27 - 同意のための申請

28 - 公開協議

29 - 権利保有者の特定

30 - 所有権の不確実性又は紛争

- 31 - 所有権主張の不在
- 32 - 使用許可の合意
- 33 - 利用者合意
- 34 - 利用者合意の条件
- 35 - 公認の利用者合意及び情報に基づく事前の同意
- 36 - 伝統的知識の権利保持者の同意

第7部 - 制裁及び救済措置

- 37 - 違反及び罰則
- 38 - 民事訴訟
- 39 - 民間救済
- 40 - 紛争解決のためのその他の仕組み
- 41 - その他の権利及び救済

第9部 - 移行措置及び雑則

- 42 - 移行措置
- 43 - 規制
- 44 - 他の法律の認定

2016 年伝統的知識及び文化表現保護法

伝統的知識及び文化的表現の保護及び促進のための枠組み提供のため、憲法第 11、40、及び 69 条(L) (c)に効力を与えるため、並びに関連する目的のための議会法を

ケニア議会は以下の通り制定する一

第 1 部 - 予備情報

1. 本法律は、2016 年伝統的知識及び文化的表現保護法と称する。
2. 本法において、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、

「認可された利用者合意」とは、本法第 32 条に基づいて締結された書面による契約を意味する。

「担当閣僚」とは、知的財産権に関する事項を担当する閣僚を意味する。

「地域社会」とは、以下の属性のいずれかを共有する同種の、意識的に他と明確に異なるグループの人々を意味する一

- (a) 共通の祖先；
- (b) 類似の文化若しくは独自の生活様式又は言語；
- (c) 地理空間；
- (d) 生態学的空間；又は
- (e) 利害の共通性；

「文化的表現」とは、有形無形にかかわらず、あらゆる形式の、伝統的な文化及び知識が表現、表出、又は明示されるものを指し、以下の表現形式の又はそれらの組み合わせを含む一

- (a) 物語、叙事詩、伝説、詩、謎かけを含む言語表現；その他の話；言葉、サイン、名称、及び象徴；
- (b) 歌及び楽器演奏を含む音楽表現；
- (c) 何らかの物質的形態に還元されたものかどうにかかわらず、ダンス、演劇、儀式又はその他のパフォーマンスを含む、運動による表現；
- (d) 芸術作品の製作、ドローイング、エッチング、リトグラフ、製版、印刷、写真、デザイン、ボディペインティングを含む絵画、彫刻（carvings）、彫像（sculptures）、陶器、テラコッタ、モザイク、木工、金属製品、宝石、籠細工、絵画織物、刺繍、テキスタイル、ガラス製品、カーペット、衣装を含む有形の表現；手工芸品；楽器、地図、図面、ダイアグラム、建築建物、建築模型及び建築形態；

「文化遺産」とは、以下のものを意味する一

- (a) 以下を含む有形文化遺産一
 - (i) 移動可能な文化遺産；
 - (ii) 移動不可能な文化遺産；
 - (iii) 水中文化遺産
- (b) 無形文化遺産；
- (c) 文化的景観、物理学的、生物学的又は地質学的形成等の文化的側面を有する自然地帯を含む自然遺産；又は
- (d) 武力紛争の遺産；

「慣習的文脈」とは、地域の職人による民間伝承の有形表現の複製を販売する通常の方法等、地域社会の日常生活の実践に従った伝統的知識又は文化的表現の利用を指す；

「慣習的な利用」とは、保有者の慣習的な法律及び実務に従って伝統的知識又は文化的表現を利用することを意味する。

「慣習法及び慣行」とは、ケニアで法的に認められている地域の又は伝統的な地域社会の慣習法、規範及び慣行を意味する；

「派生的作品」とは、伝統的知識又は文化的表現に基づいた、又はそれに由来する知的創造又はイノベーションを意味する；

「名誉毀損行為」とは、伝統的知識又は文化的表現に関して、保有者の名誉若しくは評判、又は伝統的知識若しくは文化的表現の完全性に不利をもたらすような、伝統的知識又は文化的表現の物質的歪曲、損壊又は変更をもたらすあらゆる行為又は不作為を含む；

「搾取」とは、伝統的知識及び文化的表現の不用心な所有者、及び以下を含む広告又は宣伝プログラムを利用することにより、伝統的知識及び文化的表現を利己的な目的のために最大限利用することを意味する一

(a) 伝統的知識の

(i) 伝統的な生産の文脈を超えた製造、輸入、輸出、売り出し、販売又は利用；及び、

(ii) 製品を、文脈を超えて売り出し、販売、又は使用する目的で所有していること；

(b) 伝統的知識が以下の過程のために利用されること一

(i) 伝統的な文脈を超えた過程の利用；及び

(ii) 過程の利用の直接の結果としての製品に関し、(a)に規定された行為を行うこと；

「遺伝資源」とは、機能的な遺伝単位を含み、その管理が他の関連する法律の対象となる場所の微生物、動物及び植物（原生の種子、植物の品種及び伝統的な動物の品種を含む）を指す；

「遺伝素材」とは、遺伝の機能的単位を有する植物、動物、微生物又はその他の起源をもつ遺伝素材を指す；

「保有者 (holder)」とは、伝統的知識及び文化的表現の保管又は保護がその地域社会の慣行法及び慣習に従って委託されている地域社会の内部で認知された個人又は組織を意味する；

「無形文化遺産」とは、社会文化的遺産の一部として認識された地域社会、団体、場合によっては個人が関与する行為、表現 (representations) 、表現 (expressions) 、知識及び文化空間を意味する；

「レポジトリ」とは、8. (3)に基づき、政府によって確立され、維持されている伝統的知識電子レポジトリを意味する；

「所有者 (owner) 」とは、地域の及び伝統的な地域社会、並びに伝統的知識及び文化的表現の保管又は保護がその地域社会の慣行法及び慣習に従って委託されている地域社会の内部で認知された個人又は組織を意味する；

「者 (person) 」とは、自然人又は法人を意味する；

「情報に基づく事前の同意」とは、所有者が将来的な利用者に対し、自身の伝統的知識又は文化的表現の利用のための完全で正確な情報、及びその情報に基づいた事前の承諾を与えることを意味する；

「伝統的な文脈」とは、地域社会による継続的な利用に基づいた適切な芸術的枠組みにおける、伝統的知識又は文化的表現を利用する様式を意味する；

「伝統的知識」とは、以下のものを含む全ての知識を指すー

- (a) 地域社会の伝統的な生活様式に組み込まれた、ノウハウ、技術、イノベーション、習慣、及び学習等の伝統的な文脈における知的活動及び洞察の結果である、個人、地域の、又は伝統的な地域社会に由来するもの；又は
- (b) 農業、環境又は医学の知識、遺伝資源又は生物多様性の他の要素に関連する知識、及び伝統建築、建設技術、意匠、商標及び表示を含む一つの世代から次の世代に受け継がれた、成文化された知識システムに含まれるもの。

3. 本法に基づく権限の行使及び機能の実行においては、伝統的知識又は文化的表現に関連する全ての者は、憲法第 10 条の定める統治の国家的価値観及び原則に従うものとする。

4. (1) カウンティ政府は、文化に関する事項について、カウンティ執行委員会の責任を通じ、以下の事柄に責任をもつー

- (a) レポジトリと関連し、伝統的知識及び文化的表現に関する情報を収集し、編集する目的でー

び

- (i) 本法に基づく認定を目的としたカウンティ内の伝統的知識及び文化的表現の初期登録；
 - (ii) カウンティ内の地域社会からの伝統的知識及び文化的表現に関する情報の受領、文書化、保存及び更新；
 - (b) 伝統的知識及び文化的表現の保存及び保全、
 - (c) カウンティ内の地域社会の伝統的知識及び文化的表現の保護及び振興；及
 - (d) カウンティ政府間の伝統的知識及び文化的表現に関する情報及びデータへのアクセス、又は共有の促進。
 - (e) 文化活動の促進のための財源の配分；及び
 - (f) 本法又はその他の法律の下で、文化を紛争解決及び結束促進のためのツールとして利用する仕組みの確立。
5. 中央政府は、本法に基づき、以下の事柄に責任をもつものとする—
- (a) ケニア著作権委員会におけるレポジトリの設立及び維持；
 - (b) ケニアにおける伝統的知識及び文化的表現の促進及び保全；
 - (c) 伝統的知識及び文化的表現の誤用及び不正使用からの保護；及び
 - (d) 伝統的知識及び文化的表現に関連する情報へのアクセス促進並びに情報及びデータの共有。

第2部 - 伝統的知識の保護

6. 保護範囲は以下の伝統的知識にまで拡大されるものとする—
- (a) 経済的、儀式的、物語的、装飾的又は娯楽の目的のために、地域社会内で生成、保存及び伝達される；
 - (b) 個別に又は集合的に生成される；
 - (c) 地域社会と明確に関連しているか、それに属している；及び

(d) 管理権、守護権、又は集団的及び文化的所有権若しくは責任の形態を通じて知識を保有していると認められ、慣例、慣習法又は儀礼によって正式又は非公式に設立されている地域社会の文化的アイデンティティに不可欠である。

7. (1) 伝統的知識の保護は、いかなる方式の履行をも必要としない。

(2) カウンティ政府は、(1)の要件にかかわらず、認証のために各カウンティで情報を収集、文書化し、伝統的知識を登録するものとする。

(3) (2)に基づく登録は、情報に基づく事前の同意を得たうえで、伝統的知識の所有者の意思で実施するものとし、関係する伝統的知識の公開を要求してはならない。

(4) ケニアの地域社会が伝統的知識をケニア以外の地域社会と共有する場合、国家及びカウンティ政府はケニアに居る伝統的知識の所有者を登録し、関連する記録を維持する。

(5) 同一又は異なるカウンティの複数の地域社会が同一の伝統的知識を共有している場合、それぞれのカウンティ政府が、伝統的知識の所有者を登録し、関連する記録を維持するものとする。

(6) 異なる共同体から生ずる共同訴訟が発生している場合、ケニア著作権委員会又はカウンティ政府は、訴訟を解決する際に、当該共同体の慣習法及び儀礼、現地の情報源及び適用可能なその他の手段を考慮する。

(7) 登録は単に宣言的機能を有するものとし、それ自体が権利を付与されるものではない。

8. (1) 各カウンティ政府は、登録過程においてカウンティ政府によって収集され、文書化された伝統的知識及び文化的表現に関する情報を含む登録簿を確立し維持するものとする。

(2) 項目(2)に基づいて維持される登録簿は、特定の種類の保護にrelatedすることができ、未開示の知識又は彼らの知識の未開示の要素にrelatedする伝統的知識の保有者の利益を害するものであってはならない。

(3) 中央政府は、関連するカウンティ政府と協議して、カウンティ政府が文書化し登録した伝統的知識及び文化的表現に関する情報を含む包括的な伝統的知識電子レポジトリを確立し維持するものとする。

(4) 項目(1)にかかわらず、中央政府及び各主導機関は、伝統的知識の透明性、証拠及び保全のために、適切な場合には、関連する方針、法律及び手続きを遵守し、伝統的知識の所有者の要求及び意向を考慮し、レポジトリ内の知識の登録簿又は他の記録を保持する。

(5) 伝統的知識及び文化的表現に関する事項を扱うカウンティ政府及びその他の機関は、レポジトリの設立及び維持において、中央政府と協力するものとする。

(6) 各カウンティは、伝統的知識及び文化的表現に関する情報を収集、文書化し、地域社会に関する伝統的知識又は文化的表現をレポジトリに登録する際に、文化的表現の伝統的知識に関連する完全かつ有効な情報を担当閣僚が定める所定の形式又は様式で行うものとする。

9. 伝統的知識の所有者及び保有者は、当該の知識を保護する権利を有するものとする。

10. (1) すべての地域社会は、以下の物事に関し、独占的権利を持つものとする

(a) 地域社会の伝統的知識の利用の承認；及び

(b) 情報に基づく事前の同意のない伝統的知識の利用の回避。

(2) 他のすべての権利、救済及び訴権に加えて、所有者は、自身の許可なく伝統的知識を利用する者に対して法的手続を開始する権利を有するものとする。

(3) すべての地域社会は、その伝統的知識の利用の承認の手続きを規定する地域社会規則を作成し、採択するものとする。

(4) 作成した規則は、伝統的知識を登録している間にカウンティ政府に提出されるものとする。

11. 従来文脈を超えて伝統的知識又は文化的表現を利用する者は、知識の所有者を認知し、当該の知識又は表現のソースを示し、かつ、可能な場合には知識又は表現

の出所を示し、その知識又は表現を保有者の文化的価値を尊重した方法で利用するものとする。

12. (1) 保護された伝統的知識が所有者又は権利保有者によって十分に活用されていない場合、又は所有者若しくは権利保有者が、開発のためのライセンス供与を拒否した場合、担当閣僚は、所有者の情報に基づく事前の同意を得て、憲法第40条

(3) (b)にのっとり、開発のための強制ライセンスを許可することができる。

(2) 強制的なライセンスの適切な補償金額に関する当事者間の合意がない場合には、管轄権を有する裁判所が当事者の申請に基づいて補償を決定するものとする。

(3) 当事者間の合意がない紛争の場合、担当閣僚は、代替的紛争解決機構を通じてその事項を照会することができる。

(4) 担当閣僚は、強制ライセンス付与の基準及び条件を規定する規則を作成しなければならない。

13. 伝統的知識は、その知識が6. で言及された保護基準を満たす限りにおいて保護されるものとする。

第3部 - 文化的表現の保護

14. (1) 本法に基づく文化的表現の保護は、以下のあらゆるあり方又は形態の文化的表現に関連するものとする。

(a) 集合的創造又はその身元が不明な個人の創造を含む創造的かつ累積的な知的活動の産物；

(b) 地域社会の文化的アイデンティティの特徴及び文化遺産であり、地域社会の慣習法及び慣行に従ってその地域社会が維持、利用又は開発したもの；

(c) 経済的、儀式的、物語的、装飾的又は娯楽的な目的のために、地域社会内で生成、保存及び伝達されるもの；

(d) 個別に又は集合的に生成されるもの；

(e) 地域社会と明確に関連しているか、地域社会に属しているもの；及び

(f) 管理権、守護権、又は集团的及び文化的的所有権若しくは責任の形態を通じて知識を保有していると認められ、慣例、慣習法又は儀礼によって正式又は非公式に設立されている地域社会の文化的アイデンティティに不可欠なもの。

15. (1) 文化的表現の保護はいかなる方式の履行をも要しない。

(2) カウンティ政府は、(1)の要件にかかわらず、認証のために各カウンティで情報を収集、文書化し、文化的表現を登録するものとする。

(3) (2)に基づく登録は、前もって情報に基づく事前の同意を得たうえで、文化的表現の所有者の意思で実施するものとし、関係する文化的表現の公開を要求してはならない。

(4) ケニアの地域社会が、文化的表現をケニア以外の地域社会と共有する場合、国家及びカウンティ政府はケニアにいる文化的表現の所有者を登録し、関連する記録を維持する。

(5) 同一又は異なるカウンティの複数の地域社会が同一の文化的表現を共有している場合、それぞれのカウンティ政府が、文化的表現の所有者を登録し、関連する記録を維持するものとする。

(6) 異なる共同体から生ずる共同訴訟が発生している場合、ケニア著作権委員会又はカウンティ政府は、当該共同体の慣習法及び儀礼、現地の情報源及び適用可能なその他の手段を考慮する。

(7) 登録は単に宣言的機能を有するものとし、それ自体が権利を付与されるものではない。

16. 文化的表現の所有者及び保有者は、当該の表現を保護する権利を有するものとする。

17. それぞれが 14. に定められた保護基準を満たす限り、文化的表現は悪用、誤用、違法なアクセス又は搾取のすべての行為から保護されなければならない。

第4部 - 一般規定

18. (1) 何人も、いかなる方法においても、伝統的知識及び文化的表現を悪用、誤用、乱用、不当、不公平又は違法にアクセスすること、及び搾取をしてはならない。

(2) 伝統的知識又は文化的表現は、所有者の情報に基づく事前の同意なしに以下の目的で利用をしてはならない—

- (a) 伝統的知識又は文化的表現の再現；
- (b) 伝統的知識又は文化的表現の出版；
- (c) 伝統的知識又は文化的表現の公の場での上演又は展示；
- (d) ラジオ、テレビ、衛星、ケーブル又はその他の通信手段による伝統的知識又は文化的表現の公衆への放送；
- (e) 伝統的知識又は文化的表現の翻訳、脚色、編曲、変更又は改変；
- (f) 伝統的知識又は文化的表現の、写真、映画又は録音などのプロセスを通じた定着；
- (g) 伝統的知識又は文化的表現の、オンライン又は電子的な伝達を可能にすること（一つのパス若しくはパスの組み合わせ、又はその両方による）；
- (h) 派生的作品の創作；及び
- (i) 伝統的知識又は文化的表現、又はそこから派生した製品の作成、売り出し、販売、輸入又は輸出。

(3) 項目(2)にかかわらず、所有者は、文化的権利を行使する際に、(2)に述べた方法で文化的表現を利用する権限を有するものとする。

(4) 中央政府は、カウンティ政府と協議して、以下の文化的表現（言葉、記号、名称及び象徴を除く）を含む伝統的知識及び文化的表現の事前の同意のない悪用、誤用又は違法なアクセス及び搾取を地域社会が防止することを可能とする仕組みを確立するものとする—

- (a) 文化的表現又はその派生物の再生、出版、脚色、放送、公演、公衆への伝達、流通、賃貸、公衆への利用可能化、及び（静止の画像を含む）定着；
- (b) 地域社会を文化的表現のソースとして認知しない文化的表現の利用又はその脚色；

(c) 文化的表現に関連する歪曲、不完全化その他の変更、又はその他の侮辱的行為；及び

(d) 文化的表現又はその脚色に対する知的財産権の取得又は行使。

(5) 何人も、関係する地域社会を軽んじたり、その感情を害させたり、地域社会との誤った関係を示したりするような方法、又は地域社会を不名誉又は悪評に陥れるような方法によって、文化的表現又はその派生物であるところの言葉、記号、名称及び象徴を利用したり、その文化的表現又はその派生物に関する知的財産権を取得又は行使してはならない。

(6) 担当閣僚はカウンティ政府と協議し、以下の事柄を確実にするための機構を確立しなければならないー

(a) 関連する地域社会が、文化的表現から改変された作品又は他の制作の起源として特定される；

(b) 文化的表現に関連する歪曲、不完全化若しくは他の改変、又はその他の侮辱的行為を防止することができる；

(c) それらが言及するところの商品又はサービスに関連して、ある地域社会の文化的表現を頼っている若しくは引き合いに出している、又はその地域社会による是認若しくはその地域社会との繋がりを示すような、誤った、混乱又は誤解を招くあらゆる示唆又は主張。

(d) 利用又は開発が、報酬を伴うこと、公平な報酬、又は利益配分を目的とする場合、利用又は開発は該当する地域社会との間で決定、合意された条件で行われ、そのような合意がない場合には、担当閣僚が該当する地域社会との協議で決定した条件で行う。

(7) 担当閣僚はカウンティ政府との協議のもと、地域社会が、文化的表現の承認を得ていない開示、その後の利用、及び秘密にされている文化的表現に対する知的財産権の取得及び行使を防止する手段を持つこととなるような機構を確立するものとする。

19. (1) 18. にかかわらず、伝統的知識又は文化的表現の保護は一

- (a) 特定の伝統的な地域社会の構成員が、その地域社会の慣習法及び慣行に従って、伝統的知識又は文化的表現を通常通り利用、開発、交換、普及及び伝達することを、制限又は妨げてはならない。
- (b) 商業的利益のためであるかにかかわらず、伝統的又は慣習的な文脈の外で行われる伝統的知識又は文化的表現の利用にのみ拡張すること；及び
- (c) 非商業的利用の要求への対応に必要となる可能性のある他の例外（教育的目的のための教育及び研究、個人的又は私的使用、批評又はレビュー、現時点の事象の報告、訴訟手続中での利用、もっぱら知識又は文化的表現の防衛を目的としたアーカイブやインベントリへの追加のための伝統的知識又は文化的表現の記録及び再生産、及び偶発的な利用）に従うものとする。

(2) 伝統的知識又は文化的表現の利用者は、情報に基づく事前の同意を得、かつ、利用の過程において、所有者又は当該の伝統的知識若しくは文化的表現が由来する地理的場所を明示的に言及することによって、所有者を十分に認知しなければならない。

(3) 伝統的知識又は文化的表現の利用は、公正な実践、関連する地域社会の慣習法、儀礼、及び慣行に適合していなければならない、関連する地域社会は伝統的知識又は文化的表現の出所として認められ、当該の地域社会に不快感を与えるものであってはならない。

20 (1) 派生的作品に関連して存在する著作権、商標、特許、工業デザイン、地理的表示又はその他の知的財産権は、関連する知的財産法の定めるところにより、作品の作成者に帰属するものとする。

(2) 伝統的知識又は文化的表現に基づく派生的作品を、商業又は産業目的で利用する場合は、権利保有者と認可された利用者との間で、公認の利用者合意が締結されるものとする。

(3) (2) に基づいて作成された公認の利用者合意は一

- (a) 権利保有者への公正で公平な金銭的又は非金銭的補償を規定する利益配分合意を含むものとする；

- (b) 派生的作品が基づいているところの伝統的知識又は文化的表現を、保有者又はそれが発生した地理的場所への言及によって特定及び開示することを規定するものとする； 及び
- (c) 派生的作品における伝統的知識又は文化的表現は、権威を損なうような扱いを受けないことを宣言するものとする。

第5部 道義的権利

21 (1) 伝統的知識又は文化的表現の所有者は、伝統的知識又は文化的表現の道義的権利の保有者でなければならない。

(2) 伝統的知識及び文化的表現の所有者の道義的権利は、以下を含むものとする一

- (a) 伝統的知識及び文化的表現に関して、所有権 (ownership) 又は起源 (paternity) を帰属させる権利；
- (b) 自身に誤って帰属されている伝統的知識及び文化的表現の所有権を所有しない権利； 及び
- (c) 伝統的な所有者の名誉若しくは評判、又は伝統的知識若しくは文化的表現の完全性に不利となるような、伝統的知識若しくは文化的表現の物質的な歪曲、不完全化、又は改変をもたらす行為又は不作為を含む、権威を損なうような扱いを受けている伝統的知識及び文化的表現を所有しない権利； 及び
- (d) 真正性及び出所に対する誤った又は誤解を招く主張から保護される権利。

(3) 伝統的な所有者の自身の伝統的知識及び文化的表現における道義的権利は、彼らの文化的権利から独立して存在するものとする。

(4) 道義的権利は、永久に効力を持つものとし、かつ、譲渡又は移転され得ず、放棄もされ得ないものとする。

22. (1) 伝統的知識又は文化的表現の権利の所有者は、ライセンス契約を譲渡及び締結する権利を有するものとする。

(2) (1)にかかわらず、地域の又は伝統的な地域社会に帰属する伝統的知識又は文化的表現を、地域の又は伝統的な地域社会の管理者の承認なしに譲渡してはならない。

(3) 伝統的知識又は文化的表現の権利の保有者は、保護されている伝統的知識又は文化的表現に関して、アクセス、認可、譲渡、又はライセンスを、担当閣僚並びに伝統的知識及び文化に関連する事柄を担当するカウンティ執行委員会委員に書面及びその写しを提出することによって与えるものとする。

(4) 保護されている伝統的知識又は文化的表現に関して、書面で許可されていないアクセス、認可、譲渡又はライセンスは効力をもたない。

(5) ライセンス契約の当事者は、本条項の目的のために文書を作成する際に担当閣僚の助言を求めることができる。

(6) 担当閣僚は、本条に基づいて付与されたすべてのライセンス及び譲渡の登録簿を保管しなければならない。

23. (1) 伝統的知識又は文化的表現における文化的権利は、著作権、商標、特許、意匠又はその他の知的財産に関する法律の下で存続する可能性のある権利に追加され、かつ、いかなる形でも存続している権利に影響しないものとする。

(2) これらは、彼らの文化遺産、伝統的知識及び文化的表現、並びにそれらの表現を維持、制御、保護及び開発する権利である。

24. (1) 伝統的知識又は文化的表現を共有する所有者及び保有者の保護には、当事者間の相互合意によって決定される、彼らの知識の商業的又は産業的利用に起因する利益の公平かつ公正な共有が含まれる。

(2) 公平な報償に対する権利は、地域社会自身が表現する物質的な要求及び文化的な好みに応じて、地域開発への貢献などの非金銭的利益に拡大する場合がある。

(3) 担当閣僚は、利益配分合意に含めるべき事項を規定する規則を制定することができる。

第6部 各種権利の管理

25. (1) 伝統的知識及び文化的表現の所有者は一

- (a) 自身の伝統的知識及び文化的表現の開発及び利用の許可を与えることができる；又は
- (b) 必要な協議の後、中央政府、カウンティ政府又は他の者が、伝統的知識及び文化的表現を所有者に代わって利用することを認めることができる。

(2) 伝統的知識及び文化的表現の所有者は、書面により、認可されたすべての合意を担当閣僚に通知しなければならない。

(3) 所有者が (1) に基づく認可を与える際一

- (a) 地域社会の構成員と、意思決定及び公務管理のための伝統的なプロセスに従って、適切かつ文書化された協議を行う前に認可を与えてはならない；
- (b) 認可は、関係する伝統的知識又は文化的表現の保護の適用範囲を遵守しなければならない、それらの開発及び利用から生ずる利益の公平な配分を規定するものとする；
- (c) 地域社会の決定に関連する不安定性又は紛争は、可能な限り、関係する地域社会の慣習法及び儀礼に従って解決されるものとする；
- (d) 伝統的知識又は文化的表現の利用から生ずるあらゆる金銭的又は非金銭的な利益は、担当閣僚又は (1) (b) に基づいて権限を付与された者によって、該当するカウンティの伝統的知識及び文化に関する事項を担当する者との協議の後、直接該当する地域社会へ引き渡されるものとする；及び
- (e) 中央政府が、必要に応じて、そのサービス、公表手続、紛争解決、及び担当閣僚によって付与される認可を統制する条件のために課す料金は、本法又は本法に基づく規則に従うものとする。

26. (1) 遺伝資源に関連する保護された伝統的知識へのアクセスに対する本法に基づいて付与された認可は、関連する遺伝資源へのアクセスの認可であってはならない。

(2) 関連する遺伝資源へのアクセスは、遺伝資源に関する該当法令の対象となる事項とする。

27. (1) 12. に基づく強制ライセンスの付与が必要であると担当閣僚が認める場合、伝統的知識又は文化的表現の将来的な利用者は、商業的又は産業的な性質を問わず、伝統的知識又は文化的表現の利用に対する保有者の同意を得るため、担当閣僚への申請を行うものとする。

(2) (1) に基づいて行われた申請は一

(a) 所定の形式によること；

(b) 申請者が想定している伝統的知識又は文化的表現の利用の方法を明記していること；

(c) その利用が意図されている目的が明確に記述されていること；及び

(d) 所定の手数料を添付すること。

(3) 同意は、本法に基づいて作成された規則の定める所定の相互に合意する条件に基づいて入手されるものとする。

(4) (2) にかかわらず、担当閣僚又は関連するカウンティの執行委員への伝統的知識又は文化的表現へのアクセス及び文書化の申請は、無料であり、かつ、伝統的知識又は文化的表現の利用から生ずる経済的その他の利益の配分を必要とする可能性がある。

(5) 担当閣僚は、本条に基づく申請を受領した時点で、受領日から 60 日以内に申請を検討し決定するものとする。

(6) 担当閣僚は、申請が (2) 及び憲法第 40 条(3) (b) の規定する要件を満たさない場合、(1) に基づく申請を拒否することができる。

(7) 本法に基づいて認可が与えられた場合、正当な補償が所有者又は保有者に全額速やかに払わなければならない。

(8) 担当閣僚は、正当な補償の決定を導くための規則を制定するものとする。

28. (1) 担当閣僚は、伝統的知識又は文化的表現の利用についての同意の申請を決定する前に一

(a) 申請が関連するところの伝統的知識又は文化的表現の保有者に、同意の申請書の写しを渡すものとする；

(b) 全国的な流通のある新聞紙上において、利害関係者が申請書の写しを入手することができるような、2012年カウンティ政府法の条項95及び119の定めるウェブサイト及びその他の公的な情報センターを明記し、当該の申請の通知を公表するものとする。

(2) 申請が関係している伝統的知識又は文化的表現の保有者であると主張する者は、申請が公表又は放送されたいずれかの日付の遅いほうより28日以内に、書面による表明を担当閣僚に行うものとする。

(3) 担当閣僚は、(2)に基づき提出された書面による表明の詳細を書面で記録しなければならない。

29. (1) 25. に基づいて同意が付与されうる前に、同意の付与を要求されている伝統的知識又は文化的表現の保有者のすべてを特定したことを担当閣僚が認める場合、担当閣僚は、第25条に基づき、保有者を特定する詳細を含む同意の申請を書面にて決定する。

(2) 担当閣僚は、全国的な流通のある新聞紙上において、利害関係者が申請書の写しを入手することができるような、2012年カウンティ政府法の条項95及び119の定めるウェブサイト及びその他の公的な情報センターを明記し、当該の申請の通知を公表するものとする。

30. (1) 担当閣僚がすべての権利者を特定できたと認められなかった、又は権利の所有に関する紛争がある場合、担当閣僚は、慣習法及び慣行又は当事者間で合意されたその他の手段に従って、当該の事案を当事者に付託するものとする。

(2) 紛争が解決され、すべての権利者が慣習法及び慣行又は当事者間で合意されたその他の手段に従って特定された場合、権利者は、解決及び特定を内閣長官に通知し、当局はその特定及び保有者を特定するため詳細を記録するものとする。

(3) 担当閣僚は、全国的な流通のある新聞紙上において、利害関係者が申請書の写しを入手することができるような、2012年カウンティ政府法の条項95及び119の定めるウェブサイト及びその他の公的な情報センターを明記し、当該の申請の通知を公表するものとする。

31. (1) カウンティ政府は、所有者及び所有権についての合意が存在せず、所有者を特定できないと認めた場合、特定のためその事案を中央政府に付託する。

(2) 中央政府が、所有者がおらず、かつ出所となるカウンティが判明していると判断した場合、カウンティ政府が所有者に代わって、当該の伝統的知識又は文化的表現に対する権利を保有するものとする。

(3) 中央政府が、所有者がおらず、かつ出所となるカウンティが判明していると判断した場合、カウンティ政府が当該のカウンティの人々に代わって、当該の伝統的知識又は文化的表現に対する権利を保有するものとする。

(4) 中央政府が、出所となるカウンティが不明であると判断した場合、ケニア国民に代わって中央政府が、当該の伝統的知識や文化的表現に対する権利を保有するものとする。

(5) (2)及び(3)に基づく権利を中央政府又はカウンティ政府が保有している場合、それらの政府は、伝統的知識及び文化的表現の利用、並びにそれらの促進、維持及び改善のための合意の下で生ずる金銭的又は非金銭的利益についての、公認の利用者合意を締結することができる。

32. (1) 所有者は、利用者合意の申請を検討したうえで、以下をするか否かを決定するものとする—

(a) 申請を却下する；又は

(b) 申請を受け入れ、60日の指定期間内に申請に関連して書面により認可された利用者合意の交渉に入る。

(2) 保有者は、政府とカウンティ政府に対し自身の決定を書面で通知し、当局は申請者に、保有者の決定を書面で通知するものとする。

33. (1) 伝統的知識又は文化的表現の所有者は、認可された利用者合意に入る前に、提案された合意の条件について地域社会の構成員と協議するものとする。

(2) 担当閣僚は、利用者同意書に含めるべき事項及び利用者の同意がなされる前に従うべき手続を規定する規則を作成するものとする。

34. 認可された利用者合意は、その条件において、以下のすべての事項を規定するものとする—

(a) 伝統的知識又は文化的表現の利用から生ずる経済的及びその他の利益の共有；

- (b) 利用のための、報償、手数料、ロイヤルティ及びその他の支払い；
- (c) その利用が排他的であるか非排他的であるか；
- (d) 許可される利用の期間及び更新の権利；
- (e) 利用に関連する開示の要件；
- (f) 伝統的知識又は文化的表現の利用から生ずるあらゆる知的財産権の所有者による可能な共有、
- (g) 所有者のためのアクセスの手配；
- (h) 公開に関する適用可能な統制、
- (i) 適当な場合には、権利の譲渡；
- (j) 紛争解決のメカニズム；
- (k) 秘密の伝統的知識又は文化的表現に関連する秘匿性及び開示； 及び
- (l) 伝統的所有者の道義的権利の尊重。

35. (1) 当事者が読み書きできない、又は何らかの身体的な障害を患っている場合、ビデオによって口頭での合意を記録する、又はその他の通信フォーマット若しくは技術を使用することができる。

(2) 担当閣僚により登録されていない合意は、無効とする。

(3) 保有者と利用者の中で共有されている知的財産権の場合、その権利は、担当閣僚の許可がある場合を除き、移転してはならない。

(4) そのような権利を移転する意図は、書面で、又は担当閣僚が定める方法で伝達されるものとする。

(5) 申請書を受領したうえで、担当閣僚は、関連する地域社会と協議し、ロイヤルティによる料金の課徴を含む、合理的とみなされる条件に従った承認を与えるか、書面で記録された理由により申請を拒否することができる。

(6) ケニアで得られた伝統的知識及び文化的表現に基づくケニア国内外への知的財産権移転申請は、担当閣僚の事前承認を必要とする。

36. (1) 伝統的知識又は文化的表現の将来的な利用者は、第 25 条に基づき担当閣僚に申請することなく、事前に知識保持者の情報に基づく事前の同意を得ることができる。

(2) 将来的な利用者は、自身が保有者の同意を求めた旨を担当閣僚に知らせ、かつ、自身と保有者との間で提案された公認の利用者合意の写しを、コメント及び助言のために担当閣僚に提出するものとする。

(3) 将来的な利用者は、署名された公認の利用者合意の写しを、合意が効力を発してから 30 日以内に、担当閣僚に提出するものとする。

(4) 将来的な利用者とその保有者が公認の利用者合意を締結した場合、当該の保有者は提案されている利用に対して、情報に基づく事前の同意を付与したものとみなされる。

(5) (3) に基づく合意を提出できなかった場合、当該の合意を無効にする可能性がある。

第 7 部 制裁及び救済措置

37. (1) 以下を行う者は一

- (a) 貿易過程での所有又は管理；
- (b) 貿易過程での製造、生産及び作成；
- (c) 販売、差し押さえ又は交換、販売の申し出又は公開、処分、流通、貸出し；
- (d) 貿易目的のための公開又は展示；
- (e) ケニアへの輸入、経由、ケニア内での貨物積み換え、又はケニアからの輸出（ケースに応じて、輸入者又は輸出者による私的な、国内での、産業的及び商業的利用を除く）；又は
- (f) 貿易の過程における伝統的知識又は文化的表現の認可されていない利用による何らかの商品又はサービスの開発、

違法行為を行っており、当該の各物品若しくは品目について5年以下の投獄若しくは50万シリング以下の罰金、又は10年以下の投獄若しくは100万シリング以下の罰金に処せられる。

(2) 伝統的知識又は文化的表現を、商業的又は産業的性質かを問わず、認可を得ずに非慣習的に利用する者は、違法行為を行っており、有罪判決を受け、100万シリング以下の罰金か、5年以下の投獄、又はその両方に処せられる。

(3) 伝統的知識又は文化的表現の出所を認知しそこねた者は、違法行為を行っており、有罪判決を受け、100万シリング以下の罰金か、5年以下の投獄、又はその両方に処せられる。

(4) 当該地域社会の文化的利益に不利となる方法で、歪曲、不完全化、その他の修正又は名誉毀損行為を行った者は、違法行為を行っており、有罪判決を受け、100万シリング以下の罰金か、5年以下の投獄、又はその両方に処せられる。

(5) それらが言及するところの商品及びサービスに関連して、ある伝統的知識又は文化的表現を頼っている若しくは引き合いに出している、又はその所有者による是認若しくはその所有者との繋がりを示すような、誤った、混乱又は誤解を招くあらゆる示唆又は主張をする者は、違法行為を行っており、有罪判決を受け、200万シリング以下の罰金か、10年以下の投獄、又はその両方に処せられる。

(6) 保護されている伝統的知識又は文化的表現についての知的財産権を、認可を得ずに入手し行使する者は、違法行為を行っており、有罪判決を受け、200万シリング以下の罰金か、10年以下の投獄、又はその両方に処せられる。

(7) 秘密の伝統的知識又は文化的表現を、認可を得ずに開示、引き続いて利用、又はそれらの知的財産権を入手、行使する者は、違法行為を行っており、有罪判決を受け、200万シリング以下の罰金か、10年以下の投獄、又はその両方に処せられる。200万シリング以下の罰金か10年以下の懲役、又はその両方に処される。

(8) ケニアの伝統的知識又は文化的表現に関連する物品又はその他の物を、故意に、又は輸入が本法に違反することを知っていたと合理的に判断される状態でありながら輸入する者は、違法行為を行っており、50万シリング以下の罰金か、3年以下の投獄、又はその両方に処される。

(9) 伝統的知識又は文化的表現に関連する物品又はその他の物を、商業的又は産業的性質かを問わず、認可を得ずに非伝統的利用のためにケニアから輸出する者は、

違法行為を行っており、有罪判決を受け、50万シリング以下の罰金か、3年以下の投獄、又はその両方に処せられる。

(10) 認可を得ていない伝統的知識及び文化的表現を搾取する目的で利用される又は利用されることを意図されている何らかの考案品を作製する又は所有している者は、違法行為を行っており、有罪判決を受け、50万シリング以下の罰金か、3年以下の懲役、又はその両方に処される。

(11) 本条項 38. に基づいてある者を有罪とした裁判所は一

(a) どちらの刑罰を課すべきかを検討する際に、問題となっている伝統的知識又は文化的表現の存在又は利用から生ずる可能性のあるあらゆるリスクを考慮に入れなければならない。

(b) 当該の者が当該の違反を調査した検査官に対して、自身が完全に、事実在即して、及びその最大限の能力において、自身が入手可能な以下に関連するすべての情報及び詳細を開示した、ということのあらゆる証拠を考慮することができる一

(i) 違法行為の対象となっている認可のない伝統的知識又は文化的表現のソース；

(ii) 当該の認可のない伝統的知識又は文化的表現の輸入、輸出、製造、製作又は作成に関与した者の身元；

(iii) 当該の伝統的知識又は文化的表現の流通に関与した者の身元及び住所又は所在； 及び

(iv) 当該の伝統的知識又は文化的表現の流通経路。

(12) 本法に基づく違法行為が法人団体によって行われ、かつ、その違法行為が取締役、経営者、事務局長若しくはその他の同等の法人団体幹部、又は何らかのそのような権限の立場にあると称する者の側の同意若しくは黙認のもとに行われた、又はそれらの者に帰することができる、それらの者の怠慢によって行われた場合、責任のある者及び法人団体の両方が違法行為を行ったとみなされる。

(13) ケニア国民、又はケニアに永住している者が、ケニア国内で行われた場合には本法に基づいて違法行為となる行為をケニア外で行った場合、違法行為を行ってお

り、有罪判決を受け、本法に基づいて同様の違法行為に対して定められているのと同じの刑罰を課されるものとする。

(14) 違法行為が行われた国において、当該の者が無罪又は有罪判決を受けた場合、(13)にかかわらず、(12)に基づく違法行為で有罪判決を受けることはないものとする。

38. (1) 伝統的知識及び文化的表現の保有者は、18. に述べる行為のいずれかを行う者に対し、39. に規定されたいずれかの行為を求める訴訟を、保有者の情報に基づく事前の同意を得ずに、管轄権を有する裁判所で起こすことができる。

(2) ある者が以下の行為をする場合—

(a) その利用が商業的性質をもつか否かにかかわらず、所有者の許可なく伝統的知識又は文化的表現を非伝統的に利用する；又は

(b) 当該の伝統的知識又は文化的表現の伝統的所有者の道義的権利を侵害するような方法で行為又は不作為が行われた場合、

所有者は、そのような者に対して訴訟手続を起こす権利を有するものとする。

39. (1) 裁判所は、38 に基づいて起こされた訴訟において、以下をすることができる—

(a) 差止命令の付与；

(b) 認可を得ていない利用から生ずる損失に対する賠償金の裁定；

(c) 保有者の文化的権利が侵害されている旨の宣言；

(d) 違反者が侵害を公に謝罪することの命令；

(e) 伝統的知識又は文化的表現の所有権の誤った帰属又は名誉毀損的な扱いの中断又は取り消しの命令；

(f) 違反している物品の開発により違反者が得た利益についての説明の命令；

(g) 違反している物品の開発により違反者が得た利益の所有者への没収命令；

(h) 本法律に基づいて規定されている、権利に違反して作成された物品のその所有者への引き渡し又は没収命令；

- (i) 本法に反して製造、輸入又は輸出された物の差し押さえ命令；
- (j) 伝統的知識若しくは文化的表現又はその派生物に対して不適切に取得された知的財産権の取り消し又は無効化の命令；又は
- (k) 裁判所が状況に応じて適切である、又は適格であると判断する他の命令。

(2) 裁判所は、付与されるべき救済を決定する際に、以下を考慮することができる一

- (a) 被告が、本法に基づいて規定される保有者の権利を認識していたか、又は合理的に考えて認識していたはずか否か；
- (b) 認可のない利用から生ずる保有者の名誉又は名声への影響；
- (c) 認可のない利用の影響を緩和するために被告が行ったすべてのこと；
- (d) 保有者の特定に関連していた可能性のあるあらゆる費用又は困難；
- (e) 所有権の誤った帰属、又は伝統的知識若しくは文化的表現の名誉毀損的な扱いを中止又は取り消すためにかかったあらゆる費用又は困難；又は
- (f) 紛争解決のために他の何らかの行動を当事者がとったか否か。

40. 本法に基づいて規定される救済手段に加え、紛争は以下によって解決される可能性がある一

- (a) 調停；
- (b) 代替紛争解決手続；又は
- (c) 憲法に矛盾しない慣習法、慣行及び儀礼。

41. 本法において定められる権利及び救済は、他の明文化された法律の定めるその他の行為又は救済の権利に影響を与えないものとする。

第 8 部 - 移行措置及び雑則

42. (1) 本法の施行に際し、本法の施行前に伝統的知識の開発及び普及に合法的に関与した者は、第三者が取得した権利を誠意をもって公正に扱うことを条件とし、本法の規定を 12 ヶ月以内に遵守することが求められるものとする。

(2) 本法の施行前に取得された文化的表現の権利の継続的な利用は、本法の施行から 12 ヶ月以内に、先行する利用を通じて第三者により取得された権利及び利害を誠意をもって公正に取り扱うことを条件とし、見直され、本法の規定と調和させられるものとする。

(3) 本法は、伝統的知識又は文化的表現の利用に関して、本法の施行前に伝統的所有者が締結した契約、ライセンス又はその他の合意に影響を及ぼす、又は適用されるものではない。

43. (1) 担当閣僚は、この法律のより良い実施のための規則を制定することができる。

(2) (1) の普遍性にかかわらず、規制は以下を規定する場合がある一

(a) 本法の規定の実施に必要な行政要件；

(b) 伝統的知識及び文化的表現の開発の認可の申請手続；

(c) 国の権限のある当局が支払うべき手数料及び手数料の一部の分配の詳細；

(d) 伝統的知識及び文化的表現の利用から生ずる利益の公正な配分のための仕組み；

(e) 伝統的知識及び文化的表現を保護するための予防の仕組み；

(f) 本法に基づく書式を必要とする事項に使用される書式；及び

(g) 本法を発効するために要求される又は規定が必要とされるその他の事項。

(3) この法律に基づいて閣僚が規則又は決まりを作成する必要がある場合、担当閣僚はカウンティ知事評議会と協議してそれらの規則を作成するものとする。

44. 本法は、相互協定に従って、他の国又は領土を出所とする伝統的知識及び文化的表現に対し、ケニアを出所とする伝統的知識及び文化的表現に提供されると同様の保護を提供することができる。